

令和8年度

保育所型認定こども園下鴨夢のしおり

I 重要事項説明書



社会福祉法人 夢工房

保育所型認定こども園下鴨夢

この「保育所型認定こども園下鴨夢のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、内閣府が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づく「重要事項」のご説明と、「安全・安心な保育園生活を実現するために」の基礎的な約束ごとをまとめています。ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

【目次】

I 重要事項説明書	II 安全・安心な保育園生活のために
(1) 事業者の名称・代表者	(1) 園生活ときまり
(2) 施設の名称・代表者、利用定員	(2) 一日の過ごし方について
(3) 施設の目的・運営方針	(3) 園外保育
(4) 施設・設備の概要	(4) 年間行事計画
(5) 職員配置の状況	(5) 支払い方法について、健康管理
(6) 保育・教育を提供する日、時間	(6) 園内での怪我
(7) 提供する保育・教育の内容	(7) 服装と持ち物
(8) 利用料金	(8) 布団について
(9) 利用の終了に関する事項	(9) 子育て支援・安全対策・プライバシー・ 「写真・動画公開についての意向」について
(10) 給食・食育について	(10) 給食・食育について
(11) 保育園と保護者との連携について	(11) 与薬について
(12) 健康管理と緊急時の対応について	(12) 感染症基準
(13) 非常災害対策について	(13) 災害対策(受け渡し含む)
(14) 防犯、事故防止のための措置	(14) メール配信
(15) 賠償責任保険の加入状況	(15) 駐輪・駐車に関すること
(16) 虐待防止のための措置	資料①虐待について
(17) 個人情報の取り扱いについて	資料②与薬指示書
(18) 苦情相談窓口	資料③与薬の指示について
	資料④予約依頼書
	資料⑤登園届
	資料⑥台風による警報発令時の対応について
	資料⑦駐車場利用についてのお願い

I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条に基づいて、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 078-381-8695 / FAX 078-381-8696
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

種別	(保育所型認定こども園)		
名称	社会福祉法人 夢工房 保育所型認定こども園 下鴨夢		
所在地	〒606-0865 京都府京都市左京区下鴨東高木町 30		
電話番号・FAX	TEL 075-722-9614 / FAX 075-722-9615		
施設長氏名	園 長 新谷 圭悟		
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日(平成28年4月1日:保育所型認定こども園移行)		
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児・2歳児	3歳児・4歳児・5歳児
	3号認定		2号認定
	6 人	28 人	56 人
			1号認定
			2 人

3 施設の目的・運営方針

目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
保育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
保育方針	(1) 愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む (2) 様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 (3) 家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 (4) 食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう～
保育目標	自分らしく生きる子ども 感性豊かな子ども 身近な人の気持ちがわかる子ども

4 施設・設備の概要

敷地面積		835.25 m ²	
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建て	
	延床面積	885.53 m ²	
主な施設設備	乳児室 ほふく室	1 室	こりす(0歳児)
	保育室	8 室	りす(1 歳児)うさぎ(2歳児)、ぱんだ(3歳児) きりん(4歳児)、らいおん(5歳児)
	遊戯室(ホール)	1 室	兼ランチルーム
	調理室	1 室	
	トイレ	4 室	うち 1 つ職員用
	職員休養室	2 室	休憩室兼更衣スペース
	事務室	1 室	事務
園庭面積		281.30 m ²	代替遊技場(森が前公園)



5 職員配置の状況

(単位:人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1		1
主任保育士	1		1
保育士	17		17
非常勤保育士		5	5
栄養士	3		3
非常勤栄養士		1	1
常勤事務員	1		1
非常勤用務員		1	1
嘱託内科医		1	1
嘱託歯科医		1	1
合計	23	9	32

(令和8年4月1日)

職員の勤務態勢

6:45～15:45、7:00～16:00、7:30～16:30、8:00～17:00、8:30～17:30、9:00～18:00、10:00～19:00

6 保育・教育を提供する日、時間

保 育 時 間			平 日	土 曜 日	日曜日・ 祝日
	1号 (休業期間) 8月8日～8月16日 12月26日～1月4日		延長 (朝)	08時30分～09時00分	休園
			通常	09時00分～13時00分	
			延長 (夕)	13時00分～16時30分	
	2号 3号	標準時間	延長 (朝)	なし	休園
			通常	07時00分～18時00分	
			延長 (夕)	18時00分～19時00分	
		短時間	延長 (朝)	07時00分～08時30分	
			通常	08時30分～16時30分	
			延長 (夕)	16時30分～19時00分	

*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

*休園日：日曜・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

※1号認定の休園日

土曜・日曜・国民の祝日・8月8日～8月16日・12月26日～1月4日

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する延長保育を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に1回提供します。

(4) その他保育に係る行事等

<毎日の流れの基本> 詳細は園のしおり(2)で

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)	3歳児以上(2号)	4 歳児以上(1号)
7:00	開 園 (通常登園)			
8:00	おむつ交換	自由遊び		<時間外保育>
9:00	おむつ交換 朝のおやつ	園内外遊び・クラスの活動		通常登園 自由遊び 園内外遊び
10:00				
11:00	昼 食			
12:00				
13:00	午 睡〔 0・1・2・3・4 歳児 :午睡 5歳児 :午睡、活動 〕			順次降園
14:00				<時間外保育>
15:00	おやつ			
16:00	自由遊び			
17:00	順次降園開始			
18:00	<延長保育・おやつ>			
19:00				

<園外保育> 詳細は園のしおり(3)で

園庭以外に、近隣にある下鴨森ヶ前児童公園、葵公園、高野教会、高野川周辺、下鴨神社などに、散歩車・バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、散歩に行きます。

<年間計画> 詳細は園のしおり(4)で

4月の入園・進級式、3月の卒園式のほか、運動会、生活発表会、クリスマス会など四季折々の行事や遠足などを予定しています。保護者の皆様ご参加いただく行事もございます。月別の予定は、園のしおり(4)に記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承ください。

また、行事等の詳細は決まり次第、園だよりや掲示板でお知らせしますので、ご確認ください。

8 利用料金 (令和8年4月1日改定)

(1) 保育に係る利用者負担額(利用料)

0歳児、1歳児、2歳児は京都市が定める利用料を保育所型認定こども園下鴨夢にお支払いいただきます。
3歳児、4歳児、5歳児は保育料無償化につき保育料支払の必要はありません。

(2) 延長保育料(時間外保育料)

延長保育を利用された場合は、京都市が定める利用料を認定こども園下鴨夢にお支払いいただきます。

延長保育料 時間外保育料	区分	8:30～9:00 ・ 13:00～16:30			
		1時間(上限)		日割り1時間	
	1号認定	2500 円		250 円	
	保育短時間認定2. 3号	7:00～8:30 ・ 16:30～19:00			
			1時間	2時間	3時間
	第一階層	月額/日割り	0 円	0 円	0円
	第二階層(母子世帯等)	月額/日割り	0円	0円	0円
	第二階層(母子世帯除く)	月上限	1000円	2000円	3000円
	上記以外の世帯	日割り	250 円	500円	750円
		月上限	2500円	5000円	7500円
	標準時間認定2. 3号	18:00～19:00			
	第一階層	月額/日割り	0円		
	第二階層(母子世帯等)	月額/日割り	0円		
	第二階層(母子世帯除く)	月上限	1000円		
	上記以外の世帯	日割り	250円		
		月上限	2500 円		

*開園時間(平日 19:00、土曜日19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過することにより、一律で500円を徴収させていただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

※消費税増税等により、金額が変更することがあります。

※京都市から副食材料費が免除になる対象と通知があった方については主食費を徴収します。

①毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(月)	備考
給食費(1号認定) 主食費	—	—	—	—	○	○	1300	
給食費(1号認定) 副食費	—	—	—	—	○	○	4700	
主食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	1500	
副食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	5600	
布団リース代	○	○	○	○	○	○	1200	

②新入・進級時に購入して頂くもの(税込)※登降園服に関してはしおり(7)に記載しています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子(たれなし)	○	○	○	○	○	○	680	
カラー帽子(たれあり)	○	○	○	○	○	○	1150	
シール帳	—	—	—	660	660	660	660	3～5歳のみ
スポーツ共済加入金	○	○	○	○	○	○	315	

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

③支払方法

原則、口座振替とします。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

10 給食・食育について

＜ 自園給食 ＞

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。
そのため、自園のオープンキッチン(子どもたちから見えるキッチン)で調理し、調理する姿やおいしそうなおいを感じ、子どもの食べる意欲に繋がるよう自園給食にこだわっています。

＜ 特別食(アレルギー)対応 ＞

- (1)食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応いたします。誤食事故防止のため完全除去になります。
- (2)アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出下さい。(解除の場合も同様です)
- (3)原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をいたします。
- (4)調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合など、弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- (5)ご家庭の嗜好による食材除去はいたしませんのでご了承ください。
- (6)その他の対応が必要な場合は、園にご相談ください。

＜ 食育活動 ＞

- (1)保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。
- (2)クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下についてご協力をお願いいたします。
 - ・エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の当日までにお持ち下さい。
 - ・子どもの爪は必ず切り、マニキュア等はせず清潔な状態にしてください。
 - ・下痢や嘔吐の症状があるなど、体調がすぐれない場合はお申し出ください。
- (3)食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。

11 認定こども園と保護者との連携について

- (1) 保護者と常に緊密に連携し、園児の成長及び園の運営について、コドモンの連絡帳機能の活用(0歳、1歳、2歳)(※2歳は家庭での様子の欄、活動の記録(クラス全体の様子)について使用)、個人懇談、園だよりなどを通して、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 地域の子育て家庭への支援、及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録し保護者の方にお伝えします。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、細菌検査が必要な業務を行う職員については、毎月、検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「認定こども園における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 園内でのけがや事故・急病で、医療機関にて受診が必要と判断した場合は保護者の方に連絡し、ご了承をいただいた上で対応いたします。ただし、緊急を要するときには、園長の判断で医療機関を受診することがありますので、予めご了承ください。
怪我をされた場合には、医療費の精算等に保護者様ご自身で、お子様の保険証またはマイナ保険証当を

医療機関にご提示いただくことになります。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

※園で受診をした場合は、一旦園で医療費を立替いたします。

お迎えの際にお知らせいたしますので、近日中に清算をお願いいたします。

その後、お手数ですが保護者様の方で、医療機関に医療費返還の手続きをしていただくようお願いいたします。

(5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称(診療科)	ひらたけこどもクリニック(小児科)
医 師 名	平竹 晋也
所 在 地	京都市左京区一乗寺地藏本町 21-1
電 話 番 号	075-706-5177
医療機関の名称(診療科)	おおぐぼ歯科クリニック(歯科医)
医 院 長 名	大久保 恵子
所 在 地	京都市左京区下鴨高木町 39-3
電 話 番 号	075-707-2055

13 非常災害対策について

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

暴風警報発表時	午前7時までに発令された場合、午前7時の時点においても発令が継続している場合は自宅待機となります。 解除された場合は、解除されて1時間後に開園予定(午前7時までに解除された場合は8時開園予定)ですが、災害等の状況により、園児を安全に保育することが困難な場合は、家庭保育のご協力をお願いすることがあります。また、公共交通機関が運休の場合は、職員が出勤できないことから開園時間を遅らせることがあります。 解除された場合、仕事等のため保育が必要な方につきましては、お弁当の持参をお願いします。解除の時間によっては、ご家庭で食事をとってから登園をお願いすることもあります。 登園後に発表された場合は、保育中止となるので速やかにお迎えをお願いします。 ※いずれの場合も園からの「メール配信」をご確認ください。 ※ <u>解除された場合、延長保育はございません。18時で閉園となります。</u>
避難指示 特別警報発表時	特別警報(大雨)が午前7時までに発令され、園が所在する学区に(レベル4)避難指示が発令された場合、また午前7時の時点においても、発令が継続している場合は休園となります。 ※特別警報が発令されていなくても、園が所在する学区に(レベル4)避難指示が発令された場合は休園となります。 解除された場合の対応は暴風警報発令時と同様となりますが、浸水等により安全に保育することが難しい場合は休園となることがあります。 保育中に発令された場合は、保育中止となるので速やかにお迎えをお願いします。 登園後に発表された場合は、状況を見て、園内上階への垂直避難、もしくは指定場所に緊急避難することがあります。 ※いずれの場合も園からの「メール配信」をご確認ください。 ※ <u>解除された場合、延長保育はございません。18時で閉園となります。</u>
南海トラフ地震発表時	保育中止。メール連絡によりお知らせします。
避難訓練	月に1度、火災・地震・津波・不審者対応を想定した訓練や指定場所への避難訓練を行います。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応訓練を行っています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こる可能性があった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員間で情報共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ￥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ￥1,000,000,000 /1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

認定こども園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 主任 吉岡 あかね	電話 075-722-9614
相談・苦情解決責任者	氏 名 園長 新谷 圭悟	電話 075-722-9614
第三者委員	氏 名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com
	氏 名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福)甲山福祉センター 専務理事
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com

(令和8年4月1日)

令和8年度

保育所型認定こども園下鴨夢のしおり

Ⅱ 安全・安心なこども園生活のために



社会福祉法人 夢工房

保育所型認定こども園 下鴨夢

- (1) 生活ときまり
- (2) 一日の過ごし方について
- (3) 園外保育
- (4) 年間行事計画
- (5) 支払方法について、健康管理
- (6) 園内の怪我
- (7) 服装と持ち物
- (8) 布団について
- (9) 子育て支援・安全対策・プライバシー・「写真・動画公開についての意向」について
- (10) 給食・食育について
- (11) 与薬について
- (12) 感染症基準
- (13) 災害対策（受け渡し含む）

(14) メール配信

(15) 駐輪・駐車に関すること

資料①	虐待について
資料②	与薬指示書
資料③	与薬の指示について
資料④	与薬依頼書
資料⑤	登園届
資料⑥	台風における警報発令時の対応について
資料⑦	駐車場利用についてのお願い



(1) 園生活ときまり

(1) 開園及び休園について

開園日 月曜日～土曜日

休園日 日曜・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※1号認定：休園日 土曜・日曜・国民の祝日・8月8日～8月16日・12月26日～1月4日

開園時間 7：00～19：00

保育時間 [1号認定] 9：00～13：00

[2・3号認定] 7：00～18：00（標準時間）

8：30～16：30（短時間）

	7:00	8:30	9:00	13:00	16:30	18:00	19:00
1号		延長保育	通常保育	延長保育			
2・3号標準時間			通常保育			延長保育	
2・3号短時間		延長保育	通常保育			延長保育	

※通常保育時間を超えてお迎えに来られる場合、延長保育料をいただきます。

(3) 延長保育について

保護者の勤務時間などにより、通常の保育時間内に送り迎えが出来ない方のために、延長保育を実施しています。

延長保育については延長保育料を負担していただきます。

時間を1分でも過ぎると延長料金をいただきます。お迎えは時間厳守でお願いいたします。

延長保育料については「(5) 支払方法について」のページをご確認ください。

(4) 土曜日は両親共にその日に就労等の場合に保育をさせていただきます。

保護者のうち、いずれかがお休みの場合は家庭保育をお願いします。なお、土曜保育の必要の有無については、両親共に仕事等のために保育が必要な日について、前月の20日までに所定の用紙にて提出していただきますようお願いいたします。

※1号認定の方は土曜日は休園となります。

(5) 送り迎えについて

①送迎は必ず各部屋までお願いします。

②登降園時には、必ず園児の名前が記載された名札を首からかけ、QRコード打刻、もしくはタッチ打刻をしてください(打刻した時刻が送迎時間として記録されます)。朝は園に入った時、帰りは園を出る前に打刻をお願いします。降園時に打刻時刻が遅くなり、時間外にかかると時間外料金をいただきますので、ご注意ください。

※スマートフォンを忘れ、QRコード打刻ができない場合は、タッチ打刻も可能です。

③送り迎えは原則として保護者がしてください。やむをえない場合は、保護者にかわり責任のもてる人を事前にお知らせください（その場合、身分証明書のコピーをとらせていただきます）。

④18歳未満の方が送迎する場合は、承諾書が必要になりますので事前にお知らせ願います。

⑤遅刻や欠席の時は、午前9時30分までに連絡してください。

⑥車での登降園については、しおり別紙の「駐車場利用のおねがい」をご理解いただいた上で、園駐車場をご利用いただくをお願いします（詳しくは「保育のしおり」別紙参照）。

園の門前は園児が飛び出してくることもあるため、駐停車はしないでください。

タクシーを利用される時も同様に、園の門前で乗り降りは、お控えください。また、園近くでのタクシーの待機もお控えください。

⑦自転車での登園は、所定の場所に駐輪し、園の緊急車両停止位置の前や車道には止めないようお願いします。

(6) 慣れ保育について

初めて入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は、心身ともに大きな負担となります。そのため、入園後2週間程かけて少しずつ園に慣れていけるよう、短時間の保育から時間を延ばしていきながら保育していきます。ご協力をお願いいたします。

(7) 午睡について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」を大切な時間としております。毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身に付くようにしています。

(8) 諸費について

諸費の詳細は毎月中旬にお知らせします。口座振替日により納入してください。

(9) 変更届け

- ① 転居・出産等で家庭の状況に変更があった場合
- ② 保育時間に変更があった場合
- ③ 退園をされる場合
- ④ 転職をされた場合
- ⑤ 勤務先が変更になった場合

(10) 写真

入園式、運動会、発表会、卒園式についてはプロカメラマンが写真撮影をしております。その他の行事や日常の保育の様子は担任が撮影いたします。それぞれインターネットで閲覧し、購入していただくことができ携帯電話で注文していただくことも可能です。

(11) おたより

園だより・クラスだより・保健だより・給食だよりで内容をお知らせします。
(ご意見・ご要望・苦情等がございましたら、園玄関内の掲示にてお知らせします。)

(12) コドモンの連絡帳機能について

〇ご家庭とのコミュニケーションを図り、乳児が快適に過ごせるようにコドモンの連絡帳機能を活用していきます。乳児(0～2歳児)は子どもの状態を知るために、健康状態・睡眠時間・食事内容・排便について記入していただきます。普段と違う様子や気になる姿があれば、そうしたこともご記入ください。
※2歳児については園での個別の様子はお迎え時に口頭でお伝えし、クラス全体の様子は3～5歳児同様に、コドモンを通してお知らせします。

〇幼児(3～5歳児)は、自己主張ができるようになってくるため、本人の言葉や保育士とのコミュニケーションの中で、体調や様子等が分かるようになってきます。ただ、話す内容が一定ではないこともまだあるので、お気づきの点や気になることがございましたら、担任やその他の保育士にお伝えください。
翌日の活動や持ち物などの連絡事項については、各クラスやエントランスで掲示することがあります。
お迎え時に必ず掲示板等をご覧ください。

(13) 歯みがき

うがいができるようになってくると、なぜ歯みがきが必要なのか、歯ブラシをどのように使えばきちんとみがくことができるのか等を伝えて、歯を大切に作る気持ちを育みます。
4歳児(きりんのへや)になると歯ブラシを使い始めますが、ご家庭での就寝前の歯みがきと大人の仕上げみがきが重要です。
歯みがきが子どもとの大切なコミュニケーションの時間となり、毎日の楽しい生活習慣になるようにしましょう。
※4歳児は6月の虫歯予防デー以降にご家庭から歯ブラシを持ってきていただく予定です。
日程の詳細については、クラスの担任からお伝えします。

(14) 菓子等飲食物の持ち込みについて

園には食物アレルギーのお子様がおられます。園内に菓子等の食べ物は一切持ち込まないようにしてください。

(15) アンケート

行事ごとに保護者の皆様から感想をいただきます。評価、反省をした上で今後の行事につなげていきます。

(16) お願い

- おもちゃやぬいぐるみ等はご家庭から持って来ないようにしてください。やむを得ず持ってきた場合は、門の中に入る前に保護者の方のかばん等に入れ、園内に持ち込むことのないようにしてください。
- 法人の規定により、職員への個人的な贈り物やお心遣いは、お受け取りできないことになっています。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ご家庭の物を園のロッカーに入れて、他の家庭と受け渡しすることや、保育士がそれを渡す等はできません。子ども同士で手紙のやり取りする場合は園で行います。ご家庭からは持ってこないようにしてください。

(17) 保育要録、就学支援シート

小学校進学時にはスムーズに学校生活に移行できるように、子どもたちが育ってきた過程を振り返り、その姿や状況を簡素にまとめたものを小学校にお知らせします。

(18) 絵本について

絵本の購入は希望者のみで、全園児購入していただくものではありません。
絵本は年間申し込み、一括納付になります。
月ごとの納付はありません。
金額は税込みで、1冊あたり390円～1,080円です。
年度始めに絵本業者より注文書を配付します。希望者はご確認ください。

(2) 一日の過ごし方について

	0歳児（3号）	1・2歳児（3号）	3歳児以上（2号）		3歳児以上（1号）	
7:00	開園(通常登園)	開園(通常登園)	開園(通常登園)		開園 通常保育開始 自由遊び 各クラスへ コーナー遊び 体操着に着替える	
8:00						
8:30	通常保育開始	通常保育開始	通常保育開始			
9:00	オムツ交換 自由遊び オムツ交換 水分補給(お茶)	自由遊び 各クラスへ 排泄など 水分補給(お茶)	自由遊び 各クラスへ コーナー遊び 体操着に着替える			
10:00	遊びの時間（園庭、室内）	遊びの時間（戸外、室内）	クラスの活動（戸外、室内）			
11:00	昼食 （離乳・幼児食と分けて）		(3歳/4歳)	(5歳)	(4歳)	(5歳)
12:00	午睡 ・0歳児は特に個々の 発達状況に対応する	11:10(1歳)	11:30	12:00	11:30	12:00
14:00		11:15(2歳) 昼食 12:15 午睡	昼食 12:30 午睡	昼食 13:00 活動	昼食 13:00 降園	昼食 延長保育開始
15:00			14:30 起床	※夏ごろまでは 午睡あり		
16:00	おやつ 自由遊び	おやつ コーナー遊び	おやつ コーナー遊び 体操着から制服に着替える 順次降園 （各へや、園庭等で遊ぶ）		降園完了	
17:00	延長保育 異年齢でゆっくり過ごす （コーナー遊び）	延長保育 異年齢でゆっくり過ごす （コーナー遊び）	延長保育 異年齢でゆっくり過ごす （コーナー遊び）			
18:00	延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び	延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び	延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び			
19:00	降園完了	降園完了	降園完了			

(3) 園外保育について

クラス	0歳児 こりすのへや	1・2歳児 りす、うさぎのへや	3歳児以上 ばんだ、きりん、らいおんのへや
実施方法 （場所・引率方法 ・引率保育士体制など）	・近隣への散歩 ・バギーを利用 ・安全を確保できる職員体制を確保し実施 ・設定基準の保育士	・近隣への散歩 ・バギーを利用（1歳児） ・安全を確保できる職員体制を確保し実施 ・設定基準の保育士	・公園や近隣への散歩 ・安全を確保できる職員体制を確保し実施 ・設定基準の保育士
防犯対策	・携帯電話の所持 ・防犯ベルの所持 ・出席簿の確認 ・緊急連絡先	・携帯電話の所持 ・防犯ベルの所持 ・出席簿の確認 ・緊急連絡先	・携帯電話の所持 ・防犯ベルの所持 ・出席簿の確認 ・緊急連絡先

(4) 年間行事計画

社会福祉法人 夢工房
保育所型認定こども園 下鴨夢

月	行 事 内 容	保 健 関 係
4	・進級式 ◎入園式	内科健診（0/1歳児）
5	・こどもの日の集い ・春の遠足(4.5歳児) ◎クラス懇談会	
6	◎運動会 ・プール、水遊び	尿検査（3.4.5歳児） 内科健診（全園児） 歯科健診（全園児）
7	・七夕の集い ◎個人懇談・保育参加(7～10月) ◎夏まつり ・プール、水遊び	
8	・プール、水遊び ◎ふれあい夏のゆうべ(5歳児保護者)	内科健診（0/1才児）
9	・芋ほり(4.5歳児) ◎敬老の日 お招き会(祖父母)	
10	・ハロウィン ・秋の遠足（3.4.5歳児）	内科健診（0/1才児）
11	◎発表会ごっこ(祖父母)	
12	◎生活発表会 ・クリスマス会	内科健診（0/1才児）
1	・新年の集い ・作品展	
2	・節分の集い ・食フェア ◎クラス懇談会 ・おわかれ遠足(4.5歳児)	内科健診（全園児）
3	・ひなまつり ・おわかれ会 ◎卒園式（園児は4.5歳児、5歳児保護者のみ参加）	
毎月	・英語教室(4.5歳児) ・体操教室(4.5歳児) ・絵画教室(4.5歳児) ・避難訓練(火災、地震、水害、不審者) ・食育またはクッキング（全園児）	発育測定 衛生チェック

※ 上記の行事はあくまでも予定ですので、日程変更、もしくは中止することもあります。ご了承ください。

※ ◎は、保護者参加の行事です。

※ 行事については、毎月おたよりで詳しくお知らせします。

※ 日時の詳細は、決まり次第お知らせします。

※ 子育て講座についても予定しております。詳細が決まり次第お知らせします。

(5) 支払い方法について

(1) 保育料について

- ①京都市が定める利用料を園にお支払いいただきます。
- ②保育料は、銀行口座により納付してください。
- ③振替日は、翌月の20日です。振替日には預貯金の残高にご注意ください。
- ④園を休まれても保育料は月額分お支払いいただきます。

(2) 時間外保育料について

月始めに前月分の時間外保育料をお知らせします。口座振替日は20日です。

(3) 口座振替は翌月の20日です。諸費は月末にお知らせします。

(4) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただきます(個人負担：年315円)。

その他 ①園外保育など実費がかかります(園児1名につき)。

②途中退園での各諸費は返金できません。ご了承下さい。

③料金でご不明な点がございましたら、ご相談ください。

健康は元気にいきいきと生きる上での根本です。生活リズムの乱れは心身の発達がまだ未熟な子どもにとっては大きな負担となります。家庭と園で連携して、規則正しい生活リズムを作っていきましょう。

園では以下の健診・検査等を行っています。

- * 発育測定 月1回
- * 歯科健診 年1回
- * 尿検査 年1回(3/4/5歳児)
- * 内科健診 年6回(0/1歳児) 年2回(2/3/4/5歳児)

発育測定の結果はコドモンに入力、その他は健康手帳に記入してお渡ししますので、確認後は園にお返しください(予防接種受診時には記入してください)。卒園・退園時にお渡します。

乳幼児突然死症候群(SIDS)予防について

「うつ伏せ寝」は「仰向け寝」に比べて、相対的に約3.1倍程度危険とされています。これは、「うつ伏せ寝」では赤ちゃんが深い眠りにつきやすく、無呼吸が起こった際の覚醒反応が低下するためではないかと考えられています。園では園児の顔が見える「仰向け寝」で午睡をしています。その際、0,1歳児クラスは5分毎、2歳児クラスは10分毎に子どもの様子をチェックしています。

環境衛生

嘔吐、下痢などが発生した場合は、使い捨て手袋、マスク、使い捨てペーパータオルを使用して消毒液(0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液)で処理します。役所の指導により、感染防止のため下痢・嘔吐などで汚れた衣類などは、洗わずにお返しします。ご了承ください。

予防接種

病気はかかってから治すより、かからないように予防したいものですが、集団生活の場であることも園で感染症が大流行する可能性があります。健康状態を見ながら予防接種を受けましょう。なお、**予防接種を受けた時は、そのことを必ず担任にお知らせください。**また、**予防接種を受けた日は副反応を起こしたり、抗体熱等が出たりする可能性があるため、ご自宅でゆっくりお過ごしください。**

※上記の理由から、**朝に予防接種を受けられた場合は登園を控え、家庭保育をお願いします。**できるだけ、仕事がお休みの日や保育終了後に予防接種を受けていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

感染症

- * 園には抵抗力の弱い乳児や、喘息等の既往のある子どももいます。**感染症にかかった時は感染拡大を防ぎ、子どもたちの健康に過ごせるよう登園を控えてください。**
- * 「登園届」に記載されている感染症については、病院を受診して治癒後、初めて登園する日に保護者の方が「登園届」に記入をして提出してください。
- * 登園届の用紙は、しおりに添付のものをコピーして使用してください(紛失された場合は事務所にございますのでお声がけください)。
- * 登園届の必要な病気については、登園届に記載されています。
- * 登園届の不要な病気についても、患児の回復促進と感染予防の点から、医師の診断を受けてから登園してください。
- * 園での感染症の情報は玄関エントランスに掲示します。
- * 37.5度以上の発熱がある場合は緊急連絡先に連絡させていただきます。ただし、インフルエンザ流行時や嘔吐・下痢など、お子様の状況によっては、37.5度に限らずご連絡させていただくことがあります。熱等でお迎えの連絡があった場合は、感染拡大を防ぐため、できるだけ早くお迎えに来ていただきますようお願いいたします。
- * 熱や病気で欠席の場合は、9時30分までに病名や症状をコドモン、または電話でお知らせください。

登園を控えていただく場合

- * 朝から37.5度以上の発熱とともに元気がなく機嫌が悪く、食欲がなく水分がとれないとき
 - * 嘔吐・下痢の症状があり、それらが日に何度もあるとき
 - * 24時間以内に38度以上の熱が出ていたとき、または解熱剤を使用したとき(解熱剤を使用した場合、登園することはできません)
 - * 予防接種後(副反応が出る場合があるため)
 - * 家族内に感染症の疑いがある方がおられる時(感染症の詳細は(12)感染症基準をご覧ください)
- なお、けいれん・発作後の登園に関しては、登園前に必ず園に連絡をいただき、登園にあたってご相談をいただきますようお願いいたします。

(6) 園内でのけがや事故について

子どもが成長していく過程において、けがは避けることはできないものです。特に集団生活の場である園では、自分で転んでけがをしたり、けんかをしたりしてトラブルになることもあります。保育士も注意して見っていますが、けがも子どもの成長発達の過程においては、起こり得ることであることについて、ご理解いただきますようお願いいたします。

園内でのけがや事故・急病で、医療機関にて受診が必要と判断した場合は、保護者の方にご連絡して、承諾していただいた場合に受診させていただきます。ただし、保護者に連絡がつかない場合、救急車の要請が必要な緊急時等につきましては、園長判断で保護者の方に連絡をするより先に受診することがございます。

けがの報告について

園では、子ども同士の喧嘩やけが（引っかきや、噛みつき、喧嘩によるけが）が発生したとき、**当事者となる園児を「加害者」「被害者」というとらえ方はいたしません。**

子どもは言葉の理解や、コミュニケーション能力についてはまだ未熟であるため、自分の感情や要求を相手にうまく伝えることができず、思わず手が出たり、噛みついったりしてしまい、けがにつながる場合があります。もちろん、保育士が気をつけて怪我のないように見守っていますが、喧嘩の場合双方に言い分があるため、子どもの心理や心情を十分に理解したうえで対応してまいりますので、対応については園にお任せください。

上記の方針に基づいて、園では以下に記載の判断のもと、保護者の皆様に喧嘩やもめ事に伴うけがや傷のご報告をいたします。

- ① 病院受診の必要はない傷と判断できるけがについては、経過と状況の報告をして、ご心配をおかけしたことについてお詫び申し上げます。この場合、因果関係となった園児の氏名については、基本的に申し上げられません。
- ② 特定の園児に対して、特定の園児が何度も噛みつきや、引っかきを繰り返す場合、必要に応じて、双方の保護者に状況等の報告を行うことがあります。
また、子どもの心情を理解するために、今後の対応や連携について当事者の保護者との面談を行うこともあります。園長の判断により、名前をお伝えすることもあります。
- ③ 病院受診を要する怪我や傷については、保護者に受診承諾の電話連絡をいたします。
この場合、受診終了後、因果関係のある園児の双方の保護者に状況等について報告いたします。
ご心配をおかけしたことについてお詫びし、当事者の園児の氏名についてもお伝えします。また、双方の保護者に現場で具体的な説明を行います。
- ④ その他の事故による怪我や傷につきましても上記①②等を参照の上、園長の判断によりご報告いたします。

繰り返しになりますが、子どもは言葉の理解やコミュニケーション能力がまだ未熟な存在であり、決して「加害者」「被害者」の関係ではありません。ひと昔前までは、「お互い様」と言って親同士が子どもの成長を温かく見守っていました。集団生活の場である園では全ての子どもが、けがを負う側、負わせる側になる可能性があります。園として、けがや傷の防止対策はしっかり行っていますが、集団生活の中でいろいろな人との関わりを育んでいく場であることについて、ご理解いただきますようお願いいたします。

近年、爪によるひっかき傷を気にされる保護者の方が多くおられます。子どもがひっかこうとしなくても、偶然手が当たった時に爪が長いとひっかき傷になることがあります。日頃から爪は短くこまめに切るようにしてください。

利用者に対する保険について

在園児の不慮の事故に備えて、下記の保険に加入しています。

東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害	¥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償（対人・生産物）	¥1,000,000,000/1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。園の管理下において園児が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

(7) 服装と持ち物について

◆おもちゃ、飲食物など保育に必要なものは絶対に園内に持ち込まないようにしてください。

服装

- ◎活動しやすく、着脱しやすい汚れてもいい衣服の用意をお願いします。
- ◎フードやひも付きの服、スカート、スカートズボン、必要以上に装飾が付いた服は引っかけ、思わぬ事故に繋がることがあります。園には着てこない・持って来ないようにしてください。
- ◎薄着の習慣を身に付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。
肌着は年間通して半袖肌着を使用します(長袖肌着、タンクトップは使用しません)。
- ◎足に合う運動靴を履きましょう(つまかけやサンダル、ブーツは禁止です)。
- ◎3.4.5歳児は制服で登降園し、活動の際は体操服に着替えます。
※下記の表が制服等の詳細になります。
- ◎紛失や怪我の防止のため髪の毛のゴムはつけすぎないようにお願いいたします。
ゴムは飾りのついていないものにしてください。また、ヘアピンは持ってこないようにしてください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額	備考
カラー帽子(日よけ付)	○	○	○	○	○	○	1,150	※日よけ有りを推奨
カラー帽子(日よけ無)	○	○	○	○	○	○	680	
ジャケット	—	—	—	○	○	○	9,850	
ズボン	—	—	—	○	○	○	5,950	
スカート	—	—	—	○	○	○	5,950	
体操服半袖アスレシャツ	—	—	—	○	○	○	2,200	
体操服ショートパンツ	—	—	—	○	○	○	1,750	
長袖ブラウス	—	—	—	△	△	△	3,900	希望者のみ
体操服長袖アスレシャツ	—	—	—	△	△	△	3,500	希望者のみ
体操服ロングパンツ	—	—	—	△	△	△	3,000	希望者のみ

【持ってくる物（乳児用0，1，2歳児）】 ※全てのものに記名してください

毎日持ってくる物	
・哺乳瓶 1本（ミルクを飲む子のみ） ・口拭きタオル3枚 ・食後の着替え（服、ズボン、肌着、下着）	・食事、おやつ用エプロン2枚 ・汚れ物を入れる大きめのナイロン袋(袋にも記名を) ・水筒（2歳児は夏頃から持参。※0.1歳はなし）
園に置いておく物	
1. 着替え2組（肌着、ズボン、服） 2. おむつ ※おむつがなくなりそうになったら、補充をお願いします。 3. 避難靴（買い替え時も含めて、足に合ったサイズのものをご用意ください） 4. カラー帽子	

【持ってくる物（幼児用3，4，5歳児）】 ※全てのものに記名してください

毎日持ってくる物	
・カバン（自分の物と分かるようにキーホルダーは1つだけであれば使用可。音の鳴るもの、光るものは使用不可） ・体操服、体操ズボン ・コップ（巾着袋に入れてください） ・歯ブラシ（5歳児）※4歳児は6月から ・水筒	・ハンカチ（体操服のズボンに入るもの） ・汚れた物を入れる大きめのナイロン袋 ・シール帳（ご家庭のシールなどは貼らないで下さい） ・スモック
園に置いておく物	
1. 着替え2組 下着2枚 靴下 2. 上靴 3. カラー帽子※2.3は週末に持ち帰りください。	

(8) 布団について

布団はリースで対応いたしますので、個人負担で毎月諸費で徴収させていただきます。
金額は、重要事項説明書をご確認ください。

- ・ リース寝具用品目仕様
 - ①難燃性ひざ掛け毛布（春、秋、冬）
 - ②タオルケット（夏用）
 - ③敷布団
- ・ リース寝具サービス
 - ①難燃性ひざ掛け毛布・タオルケットの（夏）2週間に1回の入れ替え

- ・ リネンサービス
 - ①2週間に1回の集配・交換

○寝具に関しましては2週間に1回、業者によるクリーニングを実施します。

※5歳児…夏ごろまでは午睡をします（時期の詳細については担任からお伝えします）。

(9) 子育て支援・安全対策・プライバシー

園では地域の子育てを応援するために、保育士、栄養士等による育児相談、育児情報の提供等を行い、地域の方々との交流を積極的に行っています。

<内容>

- 子育て支援 年に数回、親子で楽しめる行事をします（親子運動遊び、造形遊び、など）。
- 子育て相談 一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
電話・来園どちらにも対応しています。
- 世代間交流 地域の高齢者やボランティア、小・中・高・大学生との交流を行っています。
- 園庭開放 月曜日～金曜日 10：00～12：00
未就園児を対象に保護者と一緒に園庭で遊べる機会を設けています。
※月1回の園庭整備時、プールの時期、雨天時は実施しておりません。
中止の場合は、ポスターで門前に掲示いたします。
- その他 地域の子育てサロンの応援や子育て講座・講演会を行っています。

安全対策

- ① 子どもたちが安心して過ごせるように、日々園内外の安全点検を実施しています。
- ② 毎月避難訓練を実施しています。
- ③ 不審者侵入の防犯対策として、警備会社に依頼し、連携をとっています。
（通報ボタンを押すと警備員が園に駆け付けます）
- ④ 登降園管理システムにより、出席者名と人数の把握ができるようになっています。
（登降園時には、必ずQRコード打刻（ない場合はタッチ打刻）をしてください）
- ⑤ 外部からの訪問者は受付で確認した上で、園内に受け入れるようにしています。
- ⑥ 散歩に際しては、散歩マップを作成し、危険箇所には十分気をつけています。
- ⑦ 育児講座をする場合は、受付で参加者の把握をしています。お子様と一緒に参加される場合は、お子様から目を離さないでいただきますようお願いします。
- ⑧ 9：30を過ぎても登園されていない場合は、安全確認のためコドモンからメールを配信します。その際、お休みされる場合は園にご連絡をお願いいたします。
- ⑨ 不審者対策のため、門の内側鍵の開閉は必ず保護者の方ご自身でお願いします。
- ⑩ 登降園時、保護者（または保護者代理人）の方は首から保護者証をかけていただくようお願いいたします。

プライバシーへの配慮事項

- ① 園児名簿・緊急時受け渡し表・健康診断票・児童票は事務所で管理しています。
- ② インターネットのホームページの写真・動画等は、個人の名前が出ないようにし、写真や動画を出す場合は、事前にいただいた同意書に基づいて出すようにします。
- ③ 親族以外の方から特定の園児に対しての問い合わせについてはお答えできかねます。
- ④ 園児の迎えが保護者・通常の保護者代理人以外の方の場合は、園児の引き渡しはいたしません。また、引き渡す際は保護者の方に電話で迎えに来られる方の名前を尋ね、来られた方の身分証明書（運転免許証など）の提示、及びコピーをさせていただきます。ご家庭の事情により、どなたが迎えに来られるのか等がはっきりしていない場合は、それぞれで話し合い、送迎者を決めた上で送迎をお願いいたします。
- ⑤ 感染症にかかった園児の名前は公表いたしません。

個人情報の取り扱いについて

項 目	内 容	
園のたより	○園児名を園だよりに出さない	
写真の取り扱い 写真撮影 動画撮影	○保護者に同意書をいただく。 ・園内の写真について （活動写真の掲示） ・HPの写真について ・行事の写真について ・園での様子撮影動画	・同意がない場合は写真はスタンプ等で顔を隠して分からない状態にする。
個人情報の問い 個人情報の問い 合わせ	○子どもや保護者に関する個人情報はすべて守秘義務情報である。	・保護者がいる前で、園児の個人情報に関する話をしない。 ・保護者と話をする時、他の子どものことは話さない。
児童票	○家庭状況調査表・生育歴・成長記録 ○保管場所（事務所）	・適正管理（保護者の目の触れない所） ・園から持ち出さない。
緊急連絡簿 園児登録	○園児住所・生年月日・電話番号 保護者連絡先	・適正管理（保護者の目の触れない所） ・園から持ち出さない。
日誌・出席簿 健康手帳 クラスノート 健康管理簿	○保育内容・園児の状況・出欠状況 ○個人記録 ○人数確認・伝達事項記録 ○健康チェック表	・適正管理（保護者の目の触れない所） ・事務所保管で、保護者からの要請がある場合は公開する。
情報管理	○パソコン・パスワード管理	・適正管理（保護者の目の触れない所）
職員関係 職員連絡網	○職員用デスクに園児の写真、名前等プラバシーに触れるものは置かない。 ○業務連絡用に利用	・整理整頓を心がけ、適正管理する。 ・各自適正に管理する。
その他 紙の再利用	○延長保育・一時預かりの領収書 ○園内部の事項や園児の名前や個人が特定できるものは、裏紙として再利用しない。	・保護者に直接手渡しする。 ・シュレッダーにかけるか、判断できないように細かく切る。

※上記の児童及び保護者の個人情報は、以下の目的の為に必要最小限の範囲において使用場合があります。

- ①兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をする場合
- ②進学・転園に際し、進学先・転園先との間で必要な連絡調整をする場合
- ③緊急時において、病院その他機関に対し必要な情報提供を行う場合
- ④管轄行政より情報提供を求められた場合
- ⑤その他、教育・保育等の提供に必要な範囲で、施設内で職員・保護者に必要な情報を提供する場合

「写真・動画公開についての意向」

写真や動画の取り扱いについて確認をさせていただきます。

下記に細かい説明を記載していますので、確認しながら記入してください。

記載文章	内容
・園が作成、配布、掲示する印刷物への写真掲載	・園だより、クラスだより、給食だより等保護者配布または掲示用に作成するもの。 同意がない場合は、クラスだより、その他の園が配布する手紙や掲示等は、スタンプ等で顔を隠しての掲載となります。
・園や法人についての印刷物、また、業者に委託する職員採用のためのウェブサイトや印刷物等への写真及び動画掲載	・保護者以外の方にも配布する資料やウェブサイト等で園を紹介するためのもの。同意がない場合は掲載しません。
・園、法人のウェブサイトへの写真及び動画掲載	・園、法人のホームページなどへの掲載。 同意がない場合は、スタンプ等で顔を隠しての掲載となります。
・園の写真販売に関するウェブサイトへの掲載（サイトはパスワードで保護されており、入力した者のみが閲覧可能となっています） ※パスワードは掲載に同意した保護者にのみ通知します。	・業者や保育士による撮影の写真販売(日常や行事の様子)など、パスワードを知っている保護者のみが閲覧可能な場所への掲載。同意がない場合は掲載できないため、写真購入ができなくなることについてご了承ください。
・広報SNS（公開アカウント）への写真及び動画掲載	・園のInstagramなど該当のSNSに登録している方が見ることができる場所への掲載。同意がない場合は、スタンプ等で顔を隠しての掲載となります。

※兄弟で在籍している場合は、連名で記入してください。

(10) 《 給食・食育について 》

食に興味をもち、食べることが大好きな子どもに育つことを目指して、日々の食育活動・給食提供を行います。献立内容や食環境については、ほっとできるような家庭的な内容を基本に考えます。

1. 献立内容 : 手作りにこだわり、添加物の多い調理済み食品を控え、食材の味を活かした調理を行います。

- ・各園の栄養士が地区ごとに集まり、各園の意見や報告から懇談の見直し、検討を行います。
- ・毎月、旬の食材を取り入れた献立や七分つき米を使用する献立、日本の食文化を知らせるための郷土料理や行事食などを取り入れています。

2. 使用食材の選択 : 安全性の高い食材管理に努めます。

- ・すべての食品において中国産の標記のある食材を避けています。
- ・業者からの納品の際には必ず調理職員が立ち合い、品質や温度のチェックを行っています。
- ・放射能や農薬などの安全性を確認するため、産地の確認を行っています。生産地は季節によって変わるため、生産地を知りたい方はお尋ねください。
- ・窒息事故防止のため、ミニトマト、白玉団子、巨峰、うずら卵など、一口大球状の食材の使用を控えています。
- ・アレルギーの事故防止ため、ピーナッツなどの種実類（ごま以外）、そばは使用していません。

3. 間食 : 毎日の楽しみになるように、また食事としての役割も考慮し、成長過程における栄養補給に工夫した内容の充実を図っています。

- ・午後の間食は手作りを基本とし、間食を含めて栄養管理を行っております。幼児については毎日の牛乳提供は行っていないですが、スキムミルクなど他の食材を使用し、必要な栄養素を満たせるよう栄養管理しています。
- ・野菜や果物、ゴマや大豆製品なども積極的に使用します。
- ・2歳児までは、午前の補食として牛乳（乳アレルギーの子どもには代替として市販の菓子）を提供します。
- ・噛み応えのある食材を取り入れ、咀嚼の発達を促すよう工夫しています。
- ・延長保育の手続きをされている場合、夕食に差し支えない程度の軽食、菓子を提供します。

4. 特別食対応 : 集団給食で可能な限り個別対応いたします。

- ・食物アレルギーがある場合、アレルギー食対応をします。なお、**誤食事故防止のため、部分除去ではなく完全除去の対応となります**。新たな食材のアレルギー対応が必要となる場合は、その食材も除去となります。
- ・除去食の提供をご希望の場合、**必ず医師による指示書をご提出ください**。指示書は1年間に1回の提出が必要です。除去食の提供開始までに、栄養士が直接詳しい内容についての相談をさせていただきます。
※指示書について…医師ではなく、保護者の方が書かれた場合や未提出(再提出含む)の場合は、除去食の対応はできません。
- ・原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をします。
- ・体調が悪い時は症状に合わせて調理の仕方を工夫します。口内炎、下痢などで軟らかい食事、薄味の食事が必要な場合、当日受け入れの保育士または給食室にお申し出ください。
- ・宗教食など特別食対応についても相談をお受けいたします。ご希望の方はお申し出ください。
- ・**ご家庭の嗜好による食材除去はいたしません**。ご了承ください。
〈弁当持参対象となる場合〉
- ・調味料（醤油・砂糖・サラダ油）が除去の場合
- ・食材にアレルギーが含まれていなくても、同工場内の製造でアレルギーを使用している食品が除去の場合

5. ミルク・離乳食：ご家庭と連携し、一人ひとりの成長に合わせて対応します。

- 冷凍母乳をご希望の場合は対応させていただきますのでお申し出ください。
1回分ずつ搾乳し、専用の搾乳袋に氏名・圧搾日・量を油性のペンで記入し、冷凍して保冷状態でお持ちください。登園時、受け入れの保育士に手渡しでお預けください。また、衛生管理上、圧搾日より3日間で返却させていただきます。
- 粉ミルクは新生児からのもの（**和光堂：はいはい**）とフォローアップミルク（**和光堂：ぐんぐん**）、アレルギー対応用（**森永乳業：ニューMA-1**）の3種類を用意しています。食材管理の問題上、基本的にはこれらの粉ミルクでの提供となりますが、お子様の体質・体調などの理由により特定の商品でなければならない理由がある場合はご相談ください。
- 離乳食については、担当保育士と栄養士が詳しい内容について面談させていただきます。ご家庭での食事の様子についてお聞かせください。
- 哺乳瓶は発達に応じて乳首の確認をしていただきたいため、園では預かってりません。毎日ご家庭から持参してください。
- 「離乳食進行チェック表」をもとに離乳食を提供いたします。
アレルギーの問題がないかを確認する意味でも、該当食材（調味料）をご家庭で食べてから給食での提供となります。ご家庭で食べたことのない食材や調味料が含まれたものについては園で提供することは出来ません。
献立表を確認し、配布した離乳食進行チェック表の食材については、必ずご家庭で試しておいていただくようお願いいたします。
- 後期の3回食を目安に、離乳用おやつ^①の提供を開始します。また、完了期より乳児用おやつ^②へと移行していきます。

6. 食環境：子どもの成長に合わせて食事の環境を考えていきます。

- 乳児ではグループ配膳を行い、幼児は発達に応じてバイキング形式に移行していきます。グループ配膳は、保育士と信頼関係を築きながら安心して食事をすることを目的としています。バイキング形式配膳では子どもの自主性を尊重し、自分で考えて配膳することができるよう工夫しています。
- 食器は子どもの手の大きさ、握力などに配慮し、乳幼児用の食器を使用しています。素材は強化磁器または陶器のものとし、メラミン樹脂やアルミの食器は使用していません。
- 重みを感じる食器を使用するなかで、それらを大切に扱うことを伝えていますが、コップは飲み物を入ると重くなり、扱いづらくする子どももいるためプラスチックのものを使用しています。
- 給食の様子はエントランスのモニターで流していますので、お帰りの際にご覧ください。

7. 食育活動：日々の保育を通して、「食えることが大好き」という気持ちを育むことを目指しています。

- 季節（旬や行事）や保育内容、子どもの発達を考慮し、栄養士と保育士が連携して取り組んでいます。
- クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下の点についてご協力をお願いいたします。
 - ◎ エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日にお持ちください。
 - ◎ 子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にしてください。
 - ◎ 下痢や嘔吐の症状があるなど、体調がすぐれない場合はお申し出ください。
 - ◎ 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。
 - 感染症などの発生状況によっては、急遽中止する場合があります。
 - 活動の様子は写真を撮って展示いたしますので、お迎えの際にご覧ください。
 - 年1回、みんなで食について一緒に考えて頂く機会として、食フェアを開催します。保護者の皆様にも日頃のこども園での食生活や食育活動について、様々な形でお伝えしたいと考えています。

8. お弁当ご協力のお願い

- 園外保育やお盆期間、年始、給食室の整備点検、災害時などにはお弁当を持参していただく場合があります。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。
- お弁当を忘れた場合はご連絡させていただきます。
連絡が取れない場合は市販のものを購入し、お迎えの際にかかった費用を請求させていただきます。ご了承ください。
- 弁当については、ミニトマトやうずらの卵、キャンディーチーズ、ミートボール、ぶどうなど一口大の球状の食材は使用を控えるか、1/4の大きさに刻むようにしてください。また、生の食材(野菜,果物)はお控えください。
- つまようじやピック等は怪我や誤飲の可能性があるので入れないでください。
- 食物アレルギーのあるお子様については、お弁当の中にアレルゲンとなる食材が入っていない旨について、保護者の方が記載したメモ等を入れていただようお願いします。担任はそれを見てアレルゲンとなる食材が入っていないことを確認します。

9. その他

- 月に1回、献立表・給食だよりを発行しています。
- 子どもの食事や給食について、お悩みやお気づきの点、ご意見等がございましたらお聞かせください。
- 台風や地震、自然災害等の場合は、給食のメニュー変更や弁当の持参をお願いすることがあります。

(11) 与薬について

下鴨夢では、園での与薬については次のように考え、取り扱いを定めています。

与薬は「医療行為」となりますので、園では原則として行うことができません。そのため、与薬が必要な場合は、登園前または帰宅後にご家庭で与薬していただきます。

主治医の診察を受ける際は、お子さまが現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、園では「原則として与薬を行っていない」ことをお伝えください。

ただし、**病気等で緊急時の薬がどうしても必要な場合、慢性の病気で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合等に限り、園で薬を預らせていただきます。**

こども園で与薬出来るのは次の①～③のすべてに該当する場合に限ります。

- ① 長期にわたり、保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合。
- ② 保護者の依頼書及び主治医からの指示書があること。
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア) 慢性疾患（心臓病など）の治療薬
 - イ) 熱性けいれん・けいれん性疾患などの予防薬
 - ウ) アトピー性皮膚炎などの軟膏

【こども園で与薬する際の注意事項】

- (1) 保護者の「与薬依頼書(別紙④)」と主治医の「与薬指示書(別紙②)」をご提出ください。
- (2) 主治医の「与薬指示書」は京都市の方針をご理解していただいた上で、園での与薬が必要と判断されたものに限り提出していただきます。なお、主治医による「与薬指示書」の作成費用につきましては、保護者負担となります。
「与薬指示書」には「病名」「薬品名」「与薬時間」「指示年月日」「処方した医師名」が記載され捺印してあることが必要で、**有効期間は1年**となっています。
- (3) 薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方箋によって薬局で調剤したもので保護者がすでに何回か使用したことがあるものに限ります。
(市販薬の場合、与薬対応はできかねます)
- (4) 薬は児童名を記入した当日分のみを持参し、1回分の薬包に氏名を明記し、保護者から園の職員に直接手渡ししていただきます。
- (5) 園で与薬することになった場合、上記以外にも細かい約束事がございますので、職員の指示に従ってください。なお、疑問等のご不明な点につきましては直接ご相談ください。

※薬の預かりにあたっては、病院に別紙②と保護者が記入した別紙③のご提出をお願いします。

【気管支拡張薬(テープの貼付薬)について】

小児科や内科で処方された、気管支拡張のためのテープを背中などに貼って登園される場合は、以下のお願いがございます。

- ・登園時に保育士にテープを貼っていることを必ず知らせてください（年齢によっては、はがれたものが落ちていた場合、口に入れてしまうことがあるため）。はがれた時に貼り直しはいたしません。
- ※プール期間中に気管支拡張テープを貼っている場合は、水遊び、シャワー、どろんこ遊びはできません。

お子様の体調の変化に留意して保育をするために、上記の点についてご理解、ご協力のほどよろしくお願い

《対象となる慢性疾患の例》

●小児慢性疾患・・・10疾患500種類以上

- ◇悪性新生物（白血病・小児がんなど）
- ◇慢性腎炎
- ◇気管支喘息
- ◇慢性心疾患
- ◇食物アレルギー
- ◇膠原病（若年性関節リウマチなど）
- ◇糖尿病
- ◇先天性代謝異常（フェニールケトン尿症など）
- ◇血友病等血液疾患
- ◇神経・筋疾患（重症筋無力症など）

●熱性けいれん・けいれん疾患

- ◇熱性けいれん…発熱時に抗けいれん坐薬が予防に効果的といわれている。
- ◇けいれん疾患…例えば「てんかん」の場合、発作活動の広がりを日常的に抑える必要があるため、連日の服用が基本となる。

●アレルギー性疾患の例

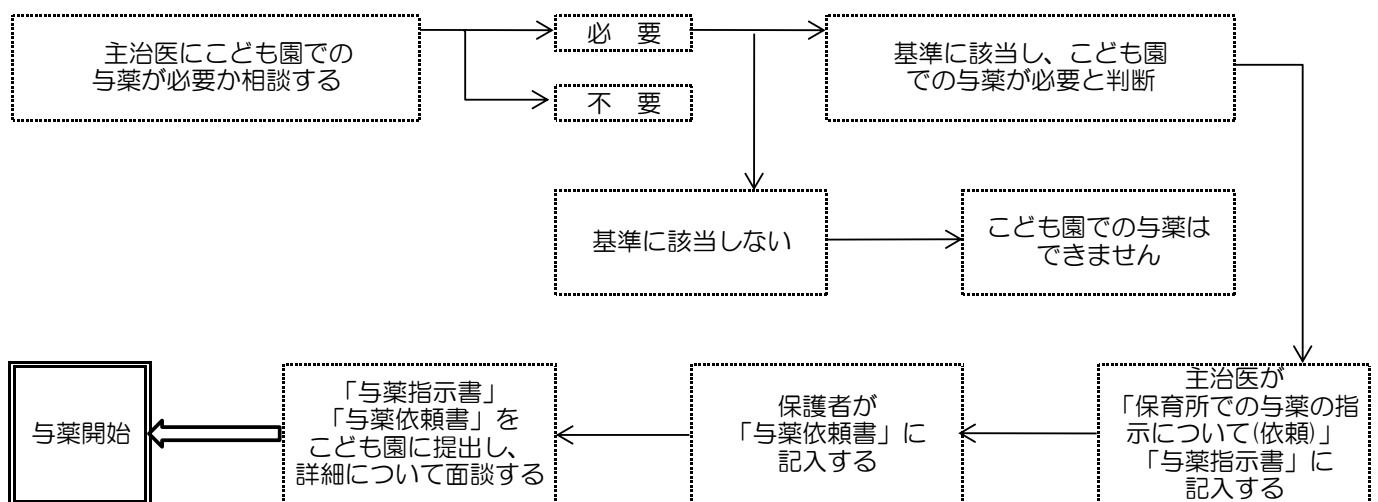
- ◇気管支喘息
- ◇食物アレルギー
- ◇アレルギー性結膜炎
- ◇アトピー性皮膚炎
- ◇アレルギー性鼻炎
- ◇花粉症

●慢性の皮膚疾患の例

- ◇アトピー性皮膚炎
- ◇伝染性膿痂疹は登園停止ほど重症ではないが、経過が長引いて治りにくい。
- ◇オムツかぶれ皮膚炎など、経過が長引いて治りにくい。
- ◇慢性湿疹などで経過が長引いて、治りにくい場合。

●慢性中耳炎・慢性副鼻腔炎などの耳鼻科慢性疾患

《与薬を開始するまでの流れ》



(12) 感染症基準

○感染症罹患期の登園(校)停止ならびに再登園(校)可能のめやす○

A 登園(校)停止が必要な感染症と登園(校)停止の基準 ※再登園には「登園届(別紙⑤)」が必要です。

分類	病名	登園(校)停止期間のめやす
第一種	急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ*	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(就学前乳幼児) 発症した後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(小中高校大学)
	新型コロナウイルス感染症*	発症から5日間経過し(発症日を0日として)、かつ、症状軽快後1日を経過するまで [症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること]学校保健安全法施行規則より
	百日咳*	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで
	麻疹*	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎*	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん*	発疹が消失するまで
	水痘*	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱*	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	*但し、症状により医師が感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない	
第三種	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで

B 条件によっては登園(校)停止の措置が必要と考えられる感染症 ※診察医が登園しても良いと判断したという証明のために「登園届(別紙⑤)」を出すようにしてください。

	病 名	再登園(校)のめやす	留意事項
第三種 その他	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身状態が良好となったとき	一般的には、5～10日間程度の抗菌薬の内服が推奨される
	ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき	B型肝炎・C型肝炎の無症状性病原体保有者は登園(校)停止は不要
	手足口病、ヘルパンギーナ	咽頭内でのウイルス増殖期間中飛沫感染するため発熱や咽頭・口腔所見の強い急性期は感染源となる。解熱し全身状態が安定していれば、登園(校)停止の意義は少ないので登園(校)可能である。	一般的な予防法の励行。 糞便中へのウイルス排泄が数週間あるので特に排便後の手洗いを励行
	伝染性紅斑	発疹期には感染力はほとんど消失しているため、発疹のみで全身状態が良好なら登園(校)は可能	妊婦への感染に注意 急性期の症状が一旦消失しても再発することがある
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して全身状態が良好なら登園(校)は可能	
	流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウイルスの排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	急性細気管支炎(RSウイルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登園(校)は可能	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事が摂れれば登園(校)は可能	
	带状疱疹	全ての発疹が痂皮化すれば登園(校)は可能	水痘に準ずる
	突発性発しん	解熱して全身状態が良好なら登園(校)は可能	

C 通常、登園(校)停止の措置は必要ないと考えられる感染症

分類	病 名	留意事項
第三種 その他	頭虱(あたまじらみ)	早期に虫卵を発見することが大切。タオル、くし、帽子の共有を避ける。 着衣、シーツ、枕カバー、帽子の洗濯や熱処理。発見したら一斉に駆除する。
	伝染性何属腫(みずいぼ)	原則としてプールを禁止する必要はない。ただし二次感染がある場合は禁止とする。 多数の発疹のある者はプールでビート版、浮き輪、タオルの共有を避ける。浸出液がある場合は被覆する。
	伝染性膿痂疹(とびひ)	感染伝播予防のため病巣を有効な方法で被覆し、直接接触を避けるよう指導 適切な処置をして病巣の乾燥あるいは被覆可能な場合は登園(校)可能。

(13) 災害対策（引き渡し含む）

「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉がありますが、これまでの災害の教訓を生かし日頃から対策を十分に確認することで、子どもたちの命を守り、被害を回避できるように保護者の皆様と協力し、災害対策をまいります。

現在、園の地震・災害緊急対策は以下の通りです。

1 警報発令時（暴風警報、特別警報） ※詳しくは「別紙⑦」参照

警報発令時：〈午前7時までに発令された場合〉 **自宅待機**となります。

〈解除された場合〉 解除後1時間後に開園予定ですが、災害等の状況により安全に保育することが困難な場合は、家庭保育のご協力をお願いすることがあります。また、公共交通機関が運休の場合は、職員が出勤できないことから開園時間を遅らせることがあります。

〈保育中に発令された場合〉 **すみやかに「お迎え」をお願いします。**

※いずれの場合も園からの「メール配信」をご確認ください。

2 大規模地震発生時

〈午前7時までに発生した場合〉 **自宅待機**となります。その後の対応については、この「保育のしおり」、園からのメール配信をご確認ください。

〈保育中に発生した場合〉 地震がおさまり次第、**すみやかに「お迎え」をお願いします。**

災害時には園との電話連絡は混線が予想されます。必要に応じて園からメール配信いたします。必ず緊急メール配信にご登録ください。

3 災害発生時（火災・大雪・風水害など）

すみやかに「お迎え」をお願いします。

4 避難場所

（1）災害直後・・・保育所型認定こども園 下鴨夢

火災や建物の倒壊が無い限りは、**園内**にすることが一番安全なため。

（2）第1 避難場所（葵小学校） 第2 避難場所（下鴨中学校）

出火等で二次災害が発生して園内での保育が困難な場合・危険な場合には、公的機関や広域避難所に避難します。避難場所については、園玄関前の掲示、メール配信等でお伝えします。

5 備蓄の内容

水 氷砂糖 非常食 粉ミルク 菓子 紙おむつ 等
（備蓄の量については一時的なものです）

6 保護者への引渡しについて

保護者の方が迎えに来られるまで、お子様は園でお預かりします。

京都市 子ども若者はぐくみ局 災害時における所管施設の対応方針

対応方針は一定の基準であり、その運用に当たっては施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を的確に把握したうえで、臨機応変に対応を判断するものとする。

また、児童の安全を第一とし、児童の安全が確保できないと施設長が判断する場合には、臨時的に休園・休所・休館又は休務することができるものとする。

○：開園・開所・開館

△：休務（施設待機）

×：休園・休所・休館

施設区分	土砂災害警戒区域等、 浸水想定区域の内外	(1)避難勧告等(※1) 施設所在学区内発令された場合		◇花粉症	特別警報		(5)暴風 警報	解除後 開園。開所時間 内に解除された 場合
		土砂災害に 関するもの	水害に 関するもの		(3)大雨特別 警報	(4)大雨以外 高潮、高波を除く		
保 育 所 等	土砂災害警戒区域等内	×	△	○ 施設の安全 確保と、職員 体制の確保 が出来る範囲 で開所する。	△ ただし避難勧告等 が発表されている 場合は、(1)の通 り対応する。	×	△	○ 施設の安全確認 と、職員体制の確 保⑤、速やかに開 所する。
	浸水想定区域内	△	×					
	区域外	△	△					

※1 避難勧告等とは「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」のいずれかが発表された場合をいう。

※京都市水害ハザードマップによると、下鴨夢は洪水浸水想定区域となっています。
想定される最大の浸水の深さは0.5m未満です。（1階の床下まで浸水）

休園・休所・休館と休務（施設待機）について

○休園・休所・休館

施設・事業所に職員や園児等がいること自体が危険な場合において、施設・事業所を閉めることをいう。

なお、休園・休所・休館した場合であっても、保護者が迎えに来られない場合、連絡が取れない場合、降園・降所・降館に危険が伴う場合等には、指定緊急避難場所又は施設・事業所内の安全な場所において、保育等のサービスを提供する必要がある。

○休務（施設待機）

施設に職員を待機させ、避難勧告等や暴風警報等の解除後、速やかに保育等のサービスを提供できる体制を確保することをいう。

なお、休務の体制であっても、家庭での保育ができない事情がある場合や保護者が迎えに来られない場合、連絡が取れない場合、降園・降所・降館に危険が伴う場合等には、保育等のサービスを提供する必要がある。

(14) メール配信について

当園では、非常時における園側から保護者の方々へ、コドモンによる一斉メール配信を行っています。案内については下記の通りです。ご精読の上、ご登録をお願いします。

1、 配信情報の内容

○突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害等で休園するような場合、災害等により園児に危険が及ぶおそれがある場合、運動会などの園行事の日程が天候により変更になった場合など）

○その他、園がメール配信の必要性があると認めたときに配信します。

2、 メール受信登録

○手続きにしたがって登録された方にのみ配信されます。

緊急時の電話連絡は混線が予想されるため、必ず受信登録をしていただきますようお願いします。

○その他、園がメール配信の必要性があると認めたとき

○メール受信登録は電子メールが送受信できる携帯電話で登録をしてください。

携帯電話では迷惑メールフィルター等の設定により、受信許可設定を行わないとメールを受信できない場合があります。事前にドメインからのメール受信の許可（ドメインによる受信許可）するよう設定変更をお願いします。

○一斉メール配信に対して、返信をしていただいても災害等の緊急時においては、回答まで時間を要する、もしくは回答できない場合がございます。その場合は、直接お電話等で園までお問い合わせいただくようお願いします。

3、 個人情報の管理

※このメール配信サービスに必要な情報は氏名・メールアドレスで、その他の個人情報は不要です。また情報はこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。ご安心ください。

(15) 駐輪・駐車に関すること

- 園の前や路上駐車、駐停車のマナー等で近隣からの苦情が毎年ございます。
駐車場利用のきまりを守っていただかず、近隣及び地域の方のご迷惑になる状況が続く場合は、園駐車場を利用いただくことが難しくなる可能性もございます。別紙⑥「駐車場利用についてのお願い」をご確認いただき、マナーを守ってご利用いただきますようお願いいたします。



- また、送り迎えの時間に、玄関や駐輪場での保護者同士の立ち話や、子どもたちが道路や駐車場で遊ぶことは大変危険です。
大怪我につながる可能性もありますので、お迎えに来られた方から速やかに降園していただきますようお願いいたします。

3、 ベビーカーの利用について

送迎時に所定の場所にベビーカーを置いていただくことは可能です。ただし、通行の妨げにならないよう折りたたんでいただくようお願いいたします。

利用される皆様が気持ちよくスムーズに登降園できるよう、ご協力をお願いいたします。

虐待について

[全国共通]

○児童相談所全国共通ダイヤル「189」

- ・虐待かもしれない、子育てが辛くて子どもにきつくあたってしまう、などと思った時に、児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- ・「児童相談所全国共通ダイヤル」にお電話すると、お近くの児童相談所につながります。
- ・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



児童虐待とは…

身体的虐待

なぐ、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

[その他]

○京都市子ども虐待SOS専用ダイヤル (075-801-1919)

○左京区役所 支援課 (075-702-1157)

与 薬 指 示 書

保護者氏名

児童氏名

病名（または症状）

今回の処方

月日

～

月日

日分

【こども園で飲ませる薬】（該当するものに○印、内容についてご記入ください。）

薬の内容			時 間	剤 型
薬剤名		効用		
1			食 前・食 後 食 間 その他()	粉 ・ 水薬 その他()
2			食 前・食 後 食 間 その他()	粉 ・ 水薬 その他()
3			食 前・食 後 食 間 その他()	粉 ・ 水薬 その他()

機となります。その後の対応については、園からの

薬の内容			時間・回数	部位	剤 型
薬剤名		効用			
1			()時・()時 ()回 その他()		軟膏 ・ ローション クリーム その他()
2			()時・()時 ()回 その他()		軟膏 ・ ローション クリーム その他()
3			()時・()時 ()回 その他()		軟膏 ・ ローション クリーム その他()

※特記事項(具体的な指示や注意事項すべき副作用等)

- ・
- ・
- ・

年

月

日

医療機関名

医師会

電話

印

主 治 医 様

保護者署名 _____

こども園での与薬の指示について(依頼)

現在、保育所型認定こども園 下鴨夢に入園している、または入園予定の

児童名 _____ (年 月 日 生まれ)の、

こども園における与薬につきまして、別紙「与薬指示書」の作成を依頼します

のでよろしくお願いいたします。

京都市における薬の取り扱い方について

- 1 事故防止のため、原則取り扱わないこととしております。
なるべく保育時間内での与薬をしないですむよう、ご配慮願います。
(たとえば、①朝・夕の2回投与にする、②朝・帰宅後・寝る前の3回投与にする等)
- 2 やむを得ない場合は、保護者の依頼に基づき、別紙「与薬指示書」により主治医の
意見や諸注意をいただいた上で対応致します。「与薬指示書」に指示をいただきま
すようお願いいたします。
- 3 厚生労働省医政局長通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師
看護師法第31条の解釈について」における、医行為の解釈に基づき実施しており
ます。

与 薬 依 頼 書

依頼先 保育所型認定こども園 下鴨夢				
依頼者 保護者氏名 (自署)		連絡先(会社名等) 電話		
月	子ども氏名 (クラス名	男・女	歳	か
診察券番号				
主治医 (		病院・医院) 電話 FAX		
病名(又は症状) 機となります。その後の対応については、園からの				
① 今回の薬は 年 月 日に処方された 日分のうちの 日分				
② 薬の内容(薬剤名/効用) 内服薬(/) 外用薬(/) その他(/)				
③ 使用する時間 食事(おやつ)の 分前 ・ 分後 その他具体的に(外用薬の使用法も含む) ()				
④ 薬の剤型(該当するものに○) 粉 ・ 液(シロップ) ・ 外用薬 ・ その他()				
⑤ 保管方法は 常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他()				
※特記事項				
薬剤情報提供書 あり ・ なし				
こども園記載欄	与薬日/ 与薬時間	月 日/ :	月 日/ :	月 日/ :
	受領者サイン			
	保管場所			
	与薬者 サイン	与薬 確認者 サイン		
	特記事項			

保育園・幼稚園

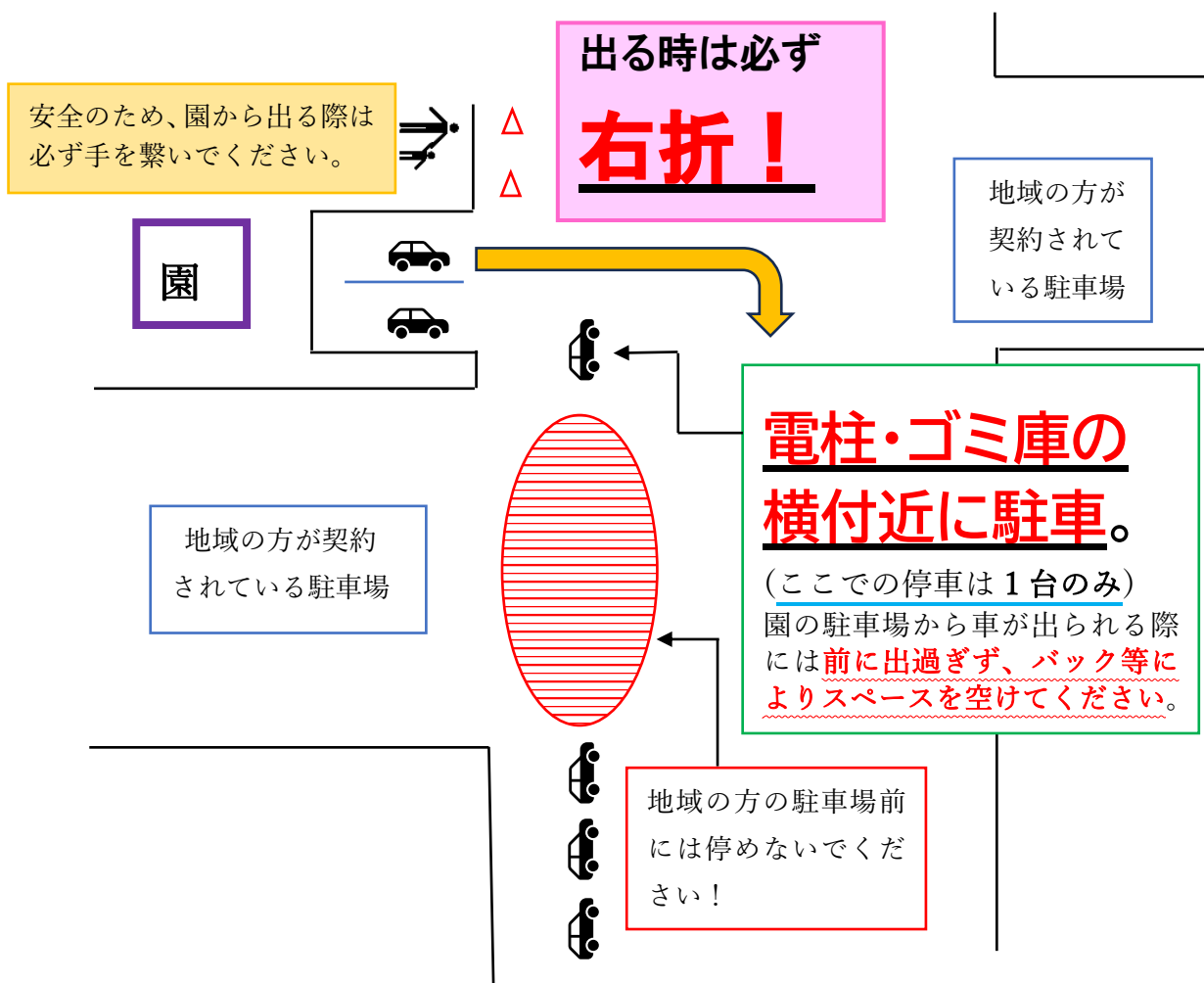
保護者名 _____ (自署)

【駐車場利用についてのお願い】

平素は当園の園運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

皆様には基本的には駐車場を利用せず、自転車やベビーカー、徒歩等での登園をお願いしているところですが、やむを得ない場合においては、駐車場の利用について認めています。しかし、保護者の駐停車マナーについて、例年地域の方から苦情が多数ございます。園の駐車場をご利用いただくにあたって地域の方のご迷惑にならないよう、「駐車場利用のお願い」をご覧になった上で、マナーを守ってご利用いただくようお願いいたします。

下記の通り、園の駐車場に2台とも停まっている場合「次の1台は電柱・ゴミ庫前に停める」ということにしていますが、その1台が前に出過ぎると、園の向かいの駐車場を利用されている方が停められなくなるため、駐車場待ちをされる際は下図に記載がある通りにしていただくようお願いいたします。



- ・近隣の方のご迷惑になる状況がたびたび起こるようであれば、今後は園の駐車場利用が難しくなる可能性もございます。「駐車場利用のお願い」を守ってご利用いただくようお願いいたします。
- ・祖父母の方や普段お迎えに来られない方が駐車場利用される場合、この「駐車場利用のお願い」の内容を必ずお伝えいただきますようお願いいたします。
- ・駐車場が込み合う時間帯（8：00～9：00、16：15～18：15）においては監視員が駐車場前に立ちますが、誘導等はできません。状況を見て図の通りにマナーを守って駐停車をしてください。

【台風における警報発令時の対応について】

平素は下鴨夢の保育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

警報発令時は園児の安全を最優先に考え、下記の通り対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

	暴風警報	特別警報（大雨）
午前7時まで	○発令された場合 【自宅待機】 ○午前7時までに解除された場合 【8時から開園】 ※ただし「災害等の状況により、保育することが困難な場合」は家庭保育のご協力をお願いすることがあります。 ※「公共交通機関が運休になる場合」は職員が出勤できないことから、開園時間を遅らせることがあります。	○発令され、<u>園が所在する学区に（レベル4）避難指示が発令された場合</u> 【休園】 ○午前7時までに避難指示が解除された場合 【8時から開園】 ※ただし「災害等の状況により、保育することが困難な場合」は家庭保育のご協力をお願いすることがあります。 ※「公共交通機関が運休になる場合」は職員が出勤できないことから、開園時間を遅らせることがあります。
午前7時以降	○発令された場合 【自宅待機】 ○解除された場合 【解除後、1時間後に開園】 ・園内、園周辺の安全確認を行うとともに、職員が出勤でき、安全に保育する職員体制を確保するために、解除されて1時間後から保育となります。 ※給食はありません。仕事等のため保育が必要な場合は、お弁当、離乳食の用意をお願いします。 ※解除の時間によっては、家庭で食事をとってから登園となることもあります。	○発令され、<u>園が所在する学区に（レベル4）避難指示が発令された場合</u> 【休園】 ○避難指示が解除された場合 【解除後、1時間後に開園】 ・園内、園周辺の安全確認を行うとともに、職員が出勤でき、安全に保育できる職員体制を確保するために、解除されて1時間後から保育となります。 ※給食はありません。仕事等のため保育が必要な場合は、お弁当、離乳食の用意をお願いします。 ※解除の時間によっては、家庭で食事をとってから登園となることもあります。
保育時間中	○発令された場合 【保育中止】 ・速やかにお迎えをお願いします。 （保護者以外の方が来られる場合は、予めご連絡をお願いします）	○発令され、<u>園が所在する学区に（レベル4）避難指示が発令された場合</u> 【保育中止】 ・速やかにお迎えをお願いします。 （保護者以外の方が来られる場合は、予めご連絡をお願いします）

※**解除となった場合**、開園することはあっても**延長保育はありません。18時で閉園**となります。

・警報についてはテレビ等のニュース、ネット等でご確認をお願いいたします。

・警報発令時や災害の状況により、**園からコドモンによるメール配信を行うことがあります。**保育中に警報が発令されることもございますので、必ずメールの確認ができるようにしていただくようお願いいたします。